

芽室町農村滯在型余暇活動機能整備計画
(市町村計画)

令和 5 年 10 月

芽室地区

北海道芽室町

第1 基本的な考え方

芽室町における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、農用地の有効利用を中心課題としつつ、農業の総合的な振興を図る観点から、積極的に推進を図るものとする。

このため、地域に賦存する美しい自然、伝統文化や多様な農業生産活動を活かした農村滞在型余暇活動の円滑な推進を通じて、地域の農業の振興及び農村の活性化を総合的に図っていくものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の区域

農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区的区域（以下「整備区域」という。）の範囲は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により指定された芽室町農業振興地域内で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に基づき指定された市街化調整区域とする。なお、この区域は市街化を抑制すべき区域であるが、次の理由により整備区域に含めるものとする。

・市街化調整区域を整備区域に含める理由

当該市街化調整区域では專業的に農業が営まれている地域で、畑作を中心とした農業生産が盛んに行われており、森林、河川、農用地等が多様で豊かな自然形態を有し、これらが良好に保全され美しい農村景観が形成されている。農村滞在型余暇活動の機能の整備については、市街化を促進する恐れがないことや、隣接する市街化区域に居住する住民の農業・農村に対する理解促進に向けて果たす役割が大きいことから、市街化調整区域における整備計画を定めるものとする。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

（1）地区の現況

ア 土地利用の現況

本地区における土地利用については、平坦な土地が多く、経営耕地面積と1戸当たりの経営耕地面積は増加傾向にある。

農用地	農業用施設用地	採草放牧地	混牧林地	その他	合計
20,429.6ha	102.3ha	383.9ha	360.6ha	1,185.9ha	22,462.3ha

注) 資料: 令和4年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況（令和4年12月31日現在）

イ 農業の現況

本町は、十勝平野のほぼ中央に位置し、恵まれた土地条件と気象条件と先人のたゆまぬ努力によって、高品質な農畜産物を供給する日本有数の食料生産基地として、重要な役割を果たしてきた。近年は、食料需給の変化に対応しつつ、主に小麦、馬鈴しょ、てん菜、豆類の畑作4品と加工用スイートコーンを主要作物とする大規模畑作専業経営と酪農専業経営が展開されている。また、長いも、ごぼう、大根等の根菜類をはじめ、枝豆、南瓜等の野菜の導入により積極的に農業所得の増加を図ることで、本町の基幹産業である農業の関連産業を含めて地域経済の循環とその発展に大きく寄与している。

農家戸数
578 戸

耕地面積

畑	その他	計
20,250ha	0ha	20,250ha

耕地面積

小麦	馬鈴しょ	豆類	てん菜
6,197ha	3,169ha	2,832ha	2,805ha

家畜数

乳用牛	豚	肉牛
7,690 頭	23,448 頭	19,725 頭

注) 資料 : 令和4年度芽室町農業経営実態調査

ウ 都市と農村の交流及び体験・観光施設等の現況

整備区域内には農産物直売所が立地しているが、体験・観光施設、交流施設の余暇活動機能の整備は不十分な状況にある。

■ 体験・観光施設等の状況（市街化調整区域内）

	体験・観光施設	飲食・直売施設	スポーツ・レクリエーション施設	宿泊施設	その他
グリーン・ツーリズム関連施設	なし	農産物直売所	なし	農家民宿(北伏古、新生、ほか)	なし
上記以外の関連施設等			パークゴルフ場		釣り堀

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

各地区の農業生産活動や自然豊かな農村景観、伝統文化等多様な諸資源を活かし、都市住民等に対して農作業、加工等の農業体験や農村文化・生活の体験等の余暇活動の場を提供する。また、農産物の販路拡大や農家の就業の場の確保を図り、農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

- ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観の形成を図る。
- イ 都市住民等に農業・農村に対する理解を深めてもらうとともに、多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業を取り巻く地域に賦存する自然、文化等の多様な資源を総合的に利用し、地域の特性を最大限に活用する。
- ウ その整備が、農業生産の振興又は農産加工品の開発・販売促進等、地区的農業や関連産業の振興に資するものとし、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を進める。
- エ 整備を進めるに当たって、地区の農業者等と調整の上、関係法令の適切な運用等により秩序ある土地利用及び施設等の整備を促進する。
- オ 地区住民の合意の下に、創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。
- カ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の施設の運営等を行う人材の育成を図るため、特に女性・高齢者の活用に配慮する。

3 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農地その他の農業資源の有する農産物の生産、国土の保全、公衆の保健休養の場等の多面的な機能が十分発揮されるようにし、農用地、農業施設用地、農家の住宅用地、林地、水辺地等について地域の固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図るとともに、農作業体験等の余暇活動の場を確保することにより、整備地区を訪れる人々に快適な環境を提供することができる地域となるよう、土地利用の調整に努め、併せて都市計画との整合性を図るものとする。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

- (ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (イ) 農業施設用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。
- (ウ) 農家の住宅用地においては、花壇の造成や生垣の植栽等により周囲の農村景観との調和を図るなど、良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (エ) 林地については、農村景観の中心となる防風林の整備や屋敷林の保全を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (オ) 水辺地については、各種河川等の保全及び親水機能の整備、周囲の景観の調和に配慮した維持管理を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (カ) 施設の周囲については、農地への無断侵入、路上駐車、交通渋滞への対策を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るために、本地区の特産品である野菜等を中心とした収穫体験、農産物直売所、加工体験施設、搾乳体験施設、農家レストラン等の施設と連携した交流の実現に向け、各種施設の整備を図り、農業に対する理解の促進に努める。

なお、整備地区は市街化調整区域であることから、都市計画との調整を図りながら、周辺における市街化を促進するおそれがない必要最小限のものとする。

■ 農作業体験施設等の整備計画

施設種類	機能	事業主体
1 農作業体験施設	農産物の作付け、収穫その他農作業の体験に必要な体験農園等	農業者 農地所有適格法人 農業者団体
2 農畜産物加工体験施設	地場の農畜産物を使用した農畜産物加工体験	
3 農業体験民宿、農業体験研修施設	宿泊しながら農村滞在型余暇活動が体験できる農業体験民宿等	
4 農畜産物直売所、農畜産物加工品販売所	地場の農畜産物、農畜産加工品等の販売に必要な地域特産物販売施設等	

5 農家レストラン	地元農畜産物を使用した料理の提供	
-----------	------------------	--

第3 その他必要な事項

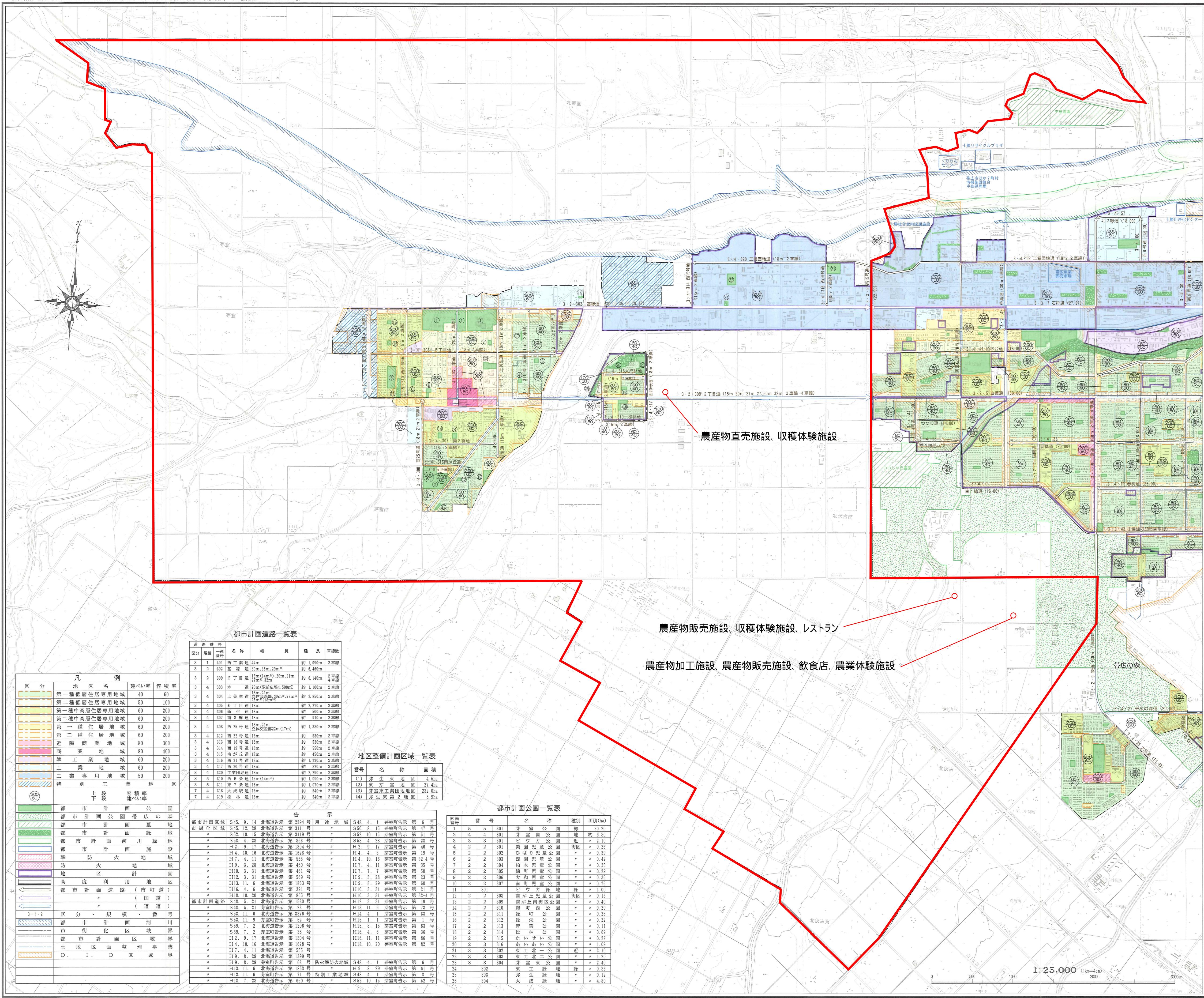
1 連携体制の整備

農業委員会、農林課、都市経営課、魅力創造課、その他関係課が連携し、農村滞在型余暇活動機能の整備と円滑な推進を図る。

附図 整備地区の区域図兼整備計画図

茅室町都市計画図

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万五千分の1地形図を使用した。(承認番号 平26-GISMAP3434号)



凡例

整備地区（市街化区域を除く）